

告 示

埼玉県告示第二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エムズタウン幸手（東館）

埼玉県幸手市大字上高野字本村前七百八十四番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ブックエース 午前九時から午後十時

（変更後）株式会社ブックエース 午前〇時から翌午前〇時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設ナンバー二 午前六時から午後十時

（変更後）荷さばき施設ナンバー二 午前六時から午後十一時

八 変更年月日

平成二十四年一月二十日

二 届出年月日

平成二十三年十二月二十二日

二 縦覧期間

平成二十四年一月十日から平成二十四年五月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年一月十日から平成二十四年五月十日まで

ロ 意見書提出先

